

監 査 第 34 号

平成 27 年 8 月 14 日

四日市市長 田 中 俊 行 様

四日市市監査委員 伊 藤 晃

同 廣 田 正 文

同 中 村 久 雄

同 樋 口 龍 馬

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、算定された平成 26 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

# 平成26年度 財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

平成27年7月23日から平成27年8月 7日まで

## 3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成26年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総括

審査に付された平成26年度決算に基づく健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

(単位：%)

比 率	平成		早期健全化		財政再生	
	25年度	26年度	基 準	基 準	基 準	基 準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.0		
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.0		
実質公債費比率	12.2	11.3	25.0	35.0		
将来負担比率	50.2	46.6	350.0	—		

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、平成23年度決算からは30%となっている。

3 実質公債費比率は、18%を超えると市債発行は許可制となる。

4 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。

5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

## (2) 各比率について

### ①実質赤字比率について

実質赤字額は引き続き発生していない。

### ②連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は引き続き発生していない。

### ③実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ0.9ポイント改善され、11.3%となっており、減少傾向にある。また、法令に定められる市債発行の許可制基準である18.0%も引き続き下回っている。

### ④将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ3.6ポイント改善され、46.6%となっており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

## (3) 意見

① 今回、算定した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。その中で、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも良化傾向にあり評価できるが、以下の点に留意して今後の財政運営に取り組まれない。

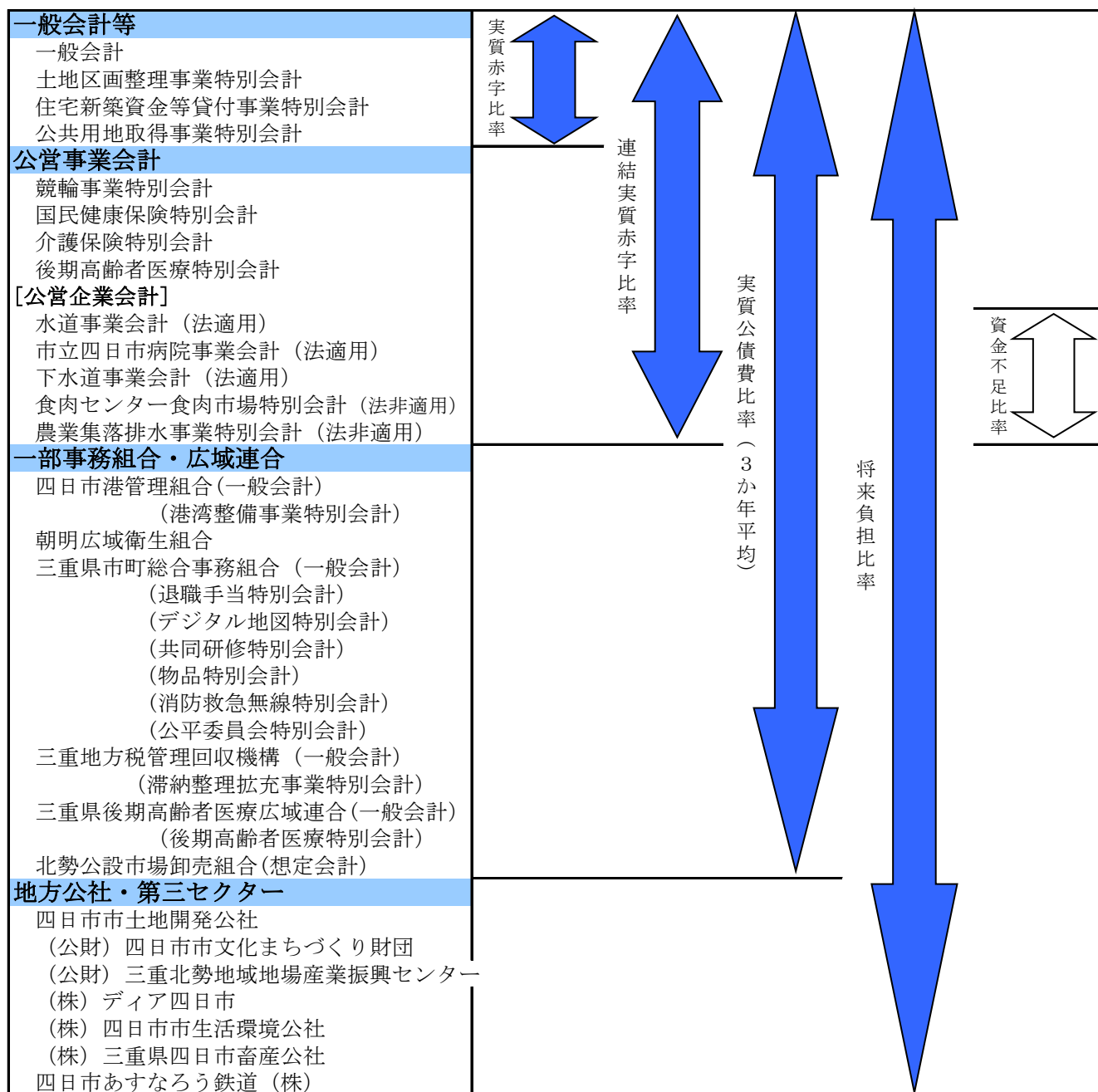
ア 平成26年度においては、17億円の普通交付税収入があったが、仮に不交付団体となった場合、その分の財源を生み出すことは非常に困難である。実質公債費比率の低減を図りつつ、交付税算入される公債費の償還額や発行額に注意すること。

イ 国の動向を注視し、10年、20年の長期スパンで財政運営を考えること。そのうえで市としての比率の目標値や基準値を合理的な考え方の下に設け、具体的な取組計画を立てて着実に実行すること。

② 公社・第三セクターの財政状況については、市から出資している額だけでなく、各団体の資本構成の現状も確認し、当初の出資額に対する価値についても把握しておくこと。

③ 健全化判断比率については、国の定めたルールに基づいて算定されているが、市民から見ると目的がわかりにくい。説明にあたっては、財政健全化審査の趣旨や各会計の決算資料との関連などをわかりやすい形で資料作成するなど、一層の工夫に努めること。

## 財政健全化判断比率等の対象となる会計



 は、各指標の対象となる会計の範囲を示している。

## 健全化判断比率等の算定式

対象：財政健全化審査

### ◆実質赤字比率

【定義】 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ◆連結実質赤字比率

【定義】 全会計(一般会計等+公営事業会計)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ◆実質公債費比率

【定義】 一般会計等が負担する公債費及び準公債費の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

### ◆将来負担比率

【定義】 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$